

滋賀県歯および口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する条例案 修正対照表

修正前 (26.10.7 時点)	修正後
<p>(歯科医療等関係者等の役割)</p> <p>第5条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療または歯科保健指導に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、歯および口腔^{くう}の健康づくりに資するように、<u>歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する知識の普及啓発を行い、良質かつ適切な歯科医療または歯科保健指導を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>2～5 省略</p> <p>(推進計画)</p> <p>第8条 第1項 省略</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する基本的な方針</p> <p>(2) 歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の目標</p> <p>(3) 歯および口腔^{くう}の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき<u>施策の内容</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3～7 省略</p>	<p>(歯科医療等関係者等の役割)</p> <p>第5条 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療または歯科保健指導に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、歯および口腔^{くう}の健康づくりに資するように、<u>良質かつ適切な歯科医療または歯科保健指導を提供するとともに、歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する知識の普及啓発を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>2～5 省略</p> <p>(推進計画)</p> <p>第8条 第1項 省略</p> <p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する基本的な方針</p> <p>(2) 歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の<u>長期的な</u>目標</p> <p>(3) 歯および口腔^{くう}の健康づくりの推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき<u>施策</u></p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、歯および口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3～7 省略</p>

滋賀県歯および口腔^{くわう}の健康づくりの推進に関する条例案 修正対照表

修正前 (26.10.7 時点)	修正後